

●区域区分(市街化区域および市街化調整区域)

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域や、おおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るため、積極的に都市施設の整備を進める区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域で、農林漁業の育成を図り、あわせて自然の景観、樹林地等を保全する区域として、昭和43年の都市計画法の改正によって設けられた制度です。